

令和2年度 九州農政局国営事業の環境に係る情報協議会
議事概要

1. 日 時：令和3年3月3日（水） 13:25～15:40
2. 会 場：九州農政局 第4会議室
3. 開催方法：Web会議等による開催
4. 対象地区：国営かんがい排水事業「一ツ瀬川地区」
5. 出席者：（九州農政局国営事業の環境に係る情報協議会委員）

日本自然保護協会	会員	大田	眞也
環境省九州地方環境事務所	統括自然保護企画官	小口	陽介
佐賀県土地改良事業団体連合会	専務理事	副島	孝文
特定非営利活動法人熊本消費者協会	会長	徳永	理映
九州大学	名誉教授	中野	芳輔

（九州農政局国営事業環境検討委員会委員）

地方参事官	馬場	範雪
農村振興部農村環境課長	神川	浩一
農村振興部事業計画課長	廣瀬	裕一
農村振興部水利整備課長	西原	正彦
南部九州土地改良調査管理事務所長	平山	和徳

6. 議事について

平成14年4月1日に施行された改正土地改良法第1条2項において、食料・農業・農村基本法第24条を踏まえ、土地改良事業の施行にあたっては、環境との調和に配慮しつつ必要な施策を講ずることとされています。

このため、国営事業において「環境との調和への配慮」を適切に行い、自然との共生の持続性を確保するとともに客観性と透明性を確保しつつ事業の円滑な推進を図るため、環境に関する情報の収集、意見の交換を行う場として、学識経験者等から構成される「九州農政局国営事業の環境に係る情報協議会」を設置しています。

この度、令和4年度新規着工予定の「一ツ瀬川地区」の環境配慮計画案について、環境に係る情報協議会を実施いたしました。

ただし、本年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現地開催に替えて、Web会議等による意見交換を行いました。

意見交換の概要は以下のとおりです。

※希少生物種（国又は県の絶滅危惧に指定）の情報が含まれる箇所については「●●●」で表示。

(委員)

1点目として、地域の取組として高鍋湿原において●●●等の保全が行われているが、環境配慮計画案にはこれらが出てこない。地域の方が認識されている種と、これから工事に取り組む時に注意する種との整合性について疑問を持った。

2点目として、注目すべき生物を選定する視点について、希少種に重点を置いており、もちろん希少種は守っていかなければならないが、典型種についても考えなければならない。例えば、メダカはどこにでも生息していたが、気づいたら絶滅危惧種になっていた。鳥類に限って言うと、人間が農耕を始めてから原生の自然はなくなり、弥生時代から生き物と共存してきた。本地区のような環境であると、例えば、農地ではスズメがいるのか、夏だとツバメがいるのか、ため池があればカイツブリやバンやカルガモがいるのかなど、ありふれた種がいるかを調べて、典型種が何かを明らかにする。そして、工事を行っても、2000年くらい共存してきた仲間を無くしてはいけないという視点が欲しい。

3点目として、現地調査の時期について、鳥類に限って言えば、選定根拠に夏鳥と冬鳥について記載されているが、もう一つ必要なのは通過していく旅鳥である。写真で見る限り、春と秋に通過していく鳥が結構いると思われ、その視点が欠けている。また、夏鳥と冬鳥の調査時期も的確とは言えない。

(農政局)

1点目について、●●●等は、高鍋湿原にて保全活動が行われており、高鍋湿原が関係市町である高鍋町に位置するため、地域の保全活動の一つとして紹介している。今回の工事範囲に高鍋湿原は含まれず、工事範囲内における現地調査では●●●等は確認されていない。

(農政局)

2点目について、注目すべき種を選定にあたっては、希少性だけではなく、事業による影響の程度や典型性などについても踏まえて選定している。

(農政局)

ご指摘のとおり、典型種についても保全していくべきであることは理解している。土地改良事業における環境配慮のあり方そのものに関わることであり、これまでは、希少な種を保全するという視点で整理をしてきたが、典型種についてどこまで事業として配慮すべきか、制度との整合性も必要となるため、農林水産本省とも議論していきたい。

(農政局)

ツバメやスズメなど典型性の動植物の保護について、農林水産省の「多面的機能支払交付金」は、このような動植物の保護活動に対しても支払うことができる制度となっているので、工事による配慮よりも、面的に展開している多面的機能支払交付金を活用して保全していく面的運動の展開の方が良いように思われるので、幅広い視点から、ご指摘の点が展開できるように、農林水産本省とも相談しながら考えていきたい。

(農政局)

3点目について、夏期は夏鳥の繁殖期であることや、秋期・冬期は冬鳥が越冬することを考慮して調査時期を設定しているが、ご指摘を踏まえて事業実施段階で調査を行い、必要に応じて配慮することとする。

(委員)

東原調整池は、ツバメの採餌地やねぐらに良い場所と思われるので、周辺にアシ原を

作ればすばらしい場所になると思うが、そのような視点はあるのか。

(農政局)

いただいたご意見について、本事業は公共事業として実施するものであるが、この事業は受益者として農家がおし負担を負うため、国が作成する環境配慮を含む事業計画については、農家の方に納得していただく必要がある。アシ原をつくることは環境の面では良いことであるが、農家等がアシ原を管理する必要があるため、合意形成を行わなければならない。そのため、どこまで環境に対して配慮を行うかについて検討を進めてきた中で、このような環境配慮計画(案)を作成しているところ。本日いただいたご意見については、農林水産本省にも伝えさせていただく。

(委員)

例えば、●●●が典型性になっているが、●●●は溪流沿いの森林に生息するので、本地区の環境とは異なるのではないかと。また、●●●は希少性が高いので、典型性なのかは疑問である。調査結果のリストを見せていただきたい。

(農政局)

●●●は、●●●で確認されている。調査結果のリストを提出させていただく。

(委員)

1 点目として、今回の事業が高鍋湿原に与える影響はないということで良いか。

2 点目として、保全対象生物は有識者の意見等を踏まえ選定しているが、有識者とはどのような方が含まれているのか。

3 点目として、この周辺で特に顕著な活動をしている環境保護団体はあるのか。

(農政局)

1 点目について、今回の工事内容では、高鍋湿原への影響はないものと考えている。

2 点目について、一ツ瀬川土地改良事業促進協議会の環境配慮部会の委員として、大学の教授3名に入っている。

3 点目については把握出来ていない。

(委員)

周辺で保護団体が活動していれば、現地に特化した知見をお持ちなので、今後、意見を参考にしたら良いと思う。

(委員)

1 点目として、現地調査の実施時期について、平成 25 年度の調査も、本事業のために実施した調査なのか。

2 点目として、補修事業に対する環境配慮ではあるが、事業完了後に環境調査で得たものを地域で活かしていく予定はあるのか。

(農政局)

1 点目について、平成 25 年度の調査も、本事業のために実施した調査である。

2 点目について、本地区は、現存する施設を更新する事業であり、例えば、開水路であればビオトープを造り環境学習に活用するなどの事例はあるが、本地区では用水路はパイプラインであり、ビオトープのような環境配慮施設を造らないため、事業完了後に地域で活用していく予定はない。

(委員)

鳥類の調査時期について、ツバメのような夏鳥は大体 3 月から 8 月くらいまで、通過

する鳥は9月から渡りを始め11月の頭まで、冬鳥は12月から1月に実施すれば大体把握できると思うので、参考までにお伝えする。

(委員)

1点目として、生態系への影響は軽微とあるが、「軽微」とは影響はゼロに近いと理解してよいか。

2点目として、特定外来生物の処分について、具体的にどのように処分されるのか教えていただきたい。

(農政局)

1点目について、影響は限りなく無いと考えているので「軽微」という表現を使用している。

2点目について、工事を実施する際に、工事業者が特定外来生物を集めて産業廃棄物として処分するのが一般的である。

(委員)

●●●を類似環境へ移動させるとあるが、類似環境とは生息している場所の近くと理解してよいか。

(農政局)

そのとおりである。

(委員)

瀬江川頭首工の上流に貯砂堰堤を設置するが、魚道を設置するのか。

(農政局)

貯砂堰堤の下流には瀬江川頭首工があり、上流も含めて魚類が移動することを想定しにくいため、魚道は設置しないこととしている。なお、貯砂堰堤の上部を越流するため、河川が完全に分断される訳ではない。

—以 上—